

平成22年3月2日

「交通基本法」の制定に向けた意見

(社)全国乗用自動車連合会
会長 富田昌孝

本件意見募集にあたっては、法案の内容を含めて幅広い意見の募集が行われているところであるが、地域の公共交通機関であるタクシー事業者団体の立場から、基本的な事項として下記の意見を提出する。

記

1. 基本理念において、交通体系におけるタクシーを含む公共交通機関の位置づけと役割を明確にされたい。

(理由)

公共交通機関は、人口が減少し高齢者等が増加する社会においては、国民の移動の権利を担保するインフラとして整備、維持されるべきである。そのためには、鉄道、バス、タクシー等公共交通機関の位置づけと役割を明確にし、それぞれの特性に応じた有機的な連携により、自家用車に依存しないで移動できる分野を維持し、さらに拡大することが必要である。

2. 基本理念において、温暖化対策として公共交通機関の利用促進が重要であることを明確にするとともに、公共交通機関の環境対策促進のための公的な支援制度の充実を追加されたい。

(理由)

公共交通機関の利用促進により、現在運輸部門の二酸化炭素排出量の5割近くを占める自家用自動車抑制され、温暖化対策が促進される。

また、同時に1.に関連するが、公共交通機関の利用促進は、利用率の減少傾向にある多くの公共交通機関の維持が図られる結果、中核市や商店街等の再生などに寄与することとなる。

3. 基本理念において、交通は安全が確保されるものであること、また、そのための国、地方公共団体、事業者及び国民の協力義務を明記するとともに、輸送サービスの種別によって安全確保責任に差を設けてはならないこととされたい。

(理由)

公共交通機関、自転車、自家用自動車等交通施設だけでなく、歩行者も含めて安全が担保された交通が基本でなければならない。交通モラルの欠如に

よる交通事故が発生している現状に照らし、移動の権利に止まらず、交通安全に対する国民の責務も示されるべきである。

また、公共交通機関は当然として、輸送サービス提供者については全て同じレベルの安全確保義務があることから、基本的に同一水準の安全規制が要求されるべきである。

なお、国の地方への権限委譲に関連して、交通が特定地域に限定されるものではないことから、安全に関するルールは交通法規と同様に、全国的な基準で運用されることが必要である。

4. 地域交通においては、STS（スペシャルトランスポートサービス）を含む個別輸送の確保が重要であることから、総合的かつ持続的に対応できる個別輸送機関のタクシーの位置づけを基本としつつ、地域の公共交通機関維持の観点からの方策を明確にされたい。

(理由)

STSの供給を維持するためには、STSのみならず他の需要を合わせて総合的に対応できるタクシー等公共交通機関の役割が重要である。さらに、この点については、交通事業者任せでなく継続的な支援制度が不可欠である。

また、公共交通機関のユニバーサル化を促進するに止まらず、STSの分野でタクシーが果たす役割を拡大するため、ユニバーサルタクシーの導入促進が図られるべきである。

5. 国や県、自治体が交通に関する施策を検討する場においては、当事者として公共交通機関の参加を明記されたい。

(理由)

法案では、交通基本計画の定めに当たって、住民の参加がうたわれているが、具体的かつ現実的な計画を作成することを考慮すると実際に移動を担保する公共交通事業者の参加が不可欠である。

6. 利用者が支払う公共交通機関の運賃料金の負担を軽減するための助成その他必要な措置費については、省庁間の調整を行い統一的なシステムとされたい。

(理由)

広く国民が負担することから、整合性のある助成制度及び合理的な基準で運用されることが望ましい。